

○大野市健康保養施設設置条例

平成17年9月26日

条例第27号

大野市健康保養施設設置条例（平成11年条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康づくり、福祉増進及び心豊かな交流体験の場を提供するため、大野市健康保養施設（以下「保養施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 保養施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あっ宝んど
- (2) 位置 大野市南新在家第26号101番地

（施設の種類）

第3条 保養施設の種類の種類は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第4条 保養施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保養施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 保養施設の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 保養施設利用者の受入れ及びサービスの提供
- (3) 利用の許可及び取消しに関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保養施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

（職員）

第5条 保養施設に支配人その他必要な職員を置く。

（開業時間）

第6条 保養施設の開業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 温浴施設 午前10時から午後11時まで
- (2) プール施設 午前10時から午後10時30分まで

(3) 休養施設 午前 10 時から午後 11 時まで。ただし、飲食部門については午前 11 時から午後 10 時 30 分までとする。

(休館日)

第 7 条 保養施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 1 月 1 日から 7 月 19 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の毎月第 2 火曜日（第 2 火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 保養施設の点検整備及び特殊清掃期間

(利用の不許可)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保養施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、保養施設の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、利用に係る許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。

(3) 使用料を納付しないとき。

(4) 保養施設職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、保養施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料の徴収)

第 10 条 保養施設の利用については、利用者から使用料を徴収する。

2 保養施設の使用料の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第 1 1 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 1 2 条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理における適用)

第 1 3 条 第 4 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条から第 1 1 条までの規定の適用については、第 6 条ただし書及び第 7 条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第 8 条及び第 9 条第 1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第 1 0 条第 2 項中「保養施設の使用料の額は、別表第 2 のとおりとする。」とあるのは「保養施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者があらかじめ当該利用料金について市長の承認を受け、別表第 2 に定める額の範囲内で定めるものとする。この場合において、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。」と、同条第 3 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 1 1 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 1 5 条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 0, 0 0 0 円を超えないときは、5 0, 0 0 0 円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の大野市健康保養施設設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（指定管理者移行までの間の経過措置）

3 平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の大野市健康保養施設設置条例第4条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、大野市健康保養施設の管理については改正前の条例の例による。

（指定管理者不在等期間の使用料）

4 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下この項において「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの期間においては、第10条第2項の規定にかかわらず、指定管理者不在等開始時直前における第13条において適用する第10条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として徴収することができる。

附 則（平成18年条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第19号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	施設名
温浴施設	メイン浴槽 薬草風呂 露天風呂 サウナ ジャグジー イベント浴槽
プール施設	健康増進プール 幼児用プール 浅水プール 造波プール 流れるプール バーデゾーン

休養施設	エントランスホール リラクゼーションルーム 大広間 和室 飲食部門
------	-----------------------------------

別表第2（第10条関係）

（単位：円）

施設区分	単位	区分		使用料
温浴施設	個人1回使用	大人	中学生以上	700
			中学生以上の身体障害者手帳等所持者	500
			65歳以上の大野市民	600
		子供	3歳以上	350
			3歳以上の身体障害者手帳等所持者	250
			個人回数券使用	大人
	65歳以上の大野市民 6回分につき	3,000		
	子供	3歳以上 6回分につき		1,750
	プール施設	個人1回使用	大人	中学生以上
中学生以上の身体障害者手帳等所持者				500
65歳以上の大野市民				600
子供			3歳以上	350
			3歳以上の身体障害者手帳等所持者	250
			個人回数券使用	大人
65歳以上の大野市民 6回分につき		3,000		
子供		3歳以上 6回分につき		1,750
温浴施設及び		個人1回使用	大人	中学生以上

プール施設	用	人	中学生以上の身体障害者手帳等 所持者	900
			65歳以上の大野市民	1,100
		子 供	3歳以上	600
			3歳以上の身体障害者手帳等所 持者	400

備考

- 1 使用料には、休養施設の使用料が含まれるものとする。
- 2 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 3 身体障害者手帳等所持者の介護を目的に施設を利用する場合は、介護者1人に限り、当該介護者の使用料の額は500円とする。